

村山市農業委員会総会会議録（第4回）

1. 期日 令和6年4月15日（月）午後4時00分～

2. 会場 農村環境改善センター小集会室

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

(1) 農業委員の出席者名簿（18名）

1番	石川 賢也	10番	板垣 厚志
2番	結城 正志	11番	海老名正度
3番	阿部 憲一	12番	奥山 金弥
4番	佐藤 善洋	13番	高谷 太
5番	門脇 忠教	14番	高橋 昭
6番	下山 勝宏	15番	齋藤 伊美子
7番	川田 雅紀	16番	石山 公己
8番	原田 浩明	17番	笹原 泉
9番	太田 一男	18番	青柳 篤

(2) 農業委員の欠席者名簿（0名）

—	—	—	—
—	—	—	—

(3) 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（6名）

楯 岡	土谷 博行	大 倉	鈴木 雄一
西 郷	—	大久保	芦野 貴之
富 本	—	戸 沢	井澤 孝樹
袖 崎	松田 頼勝	大高根	黒沼 敏弥

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第14号 職員の任免について

議第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第20号 村山市農用地利用集積計画について

5. 報 告

報第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第10号 農地転用制限の例外の確認について

報第11号 非農地証明願について

報第12号 農地改良届出について

報第13号 令和6年度最適化活動の目標の設定について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之
局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉
農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午後4時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

4月に入って、農業委員会事務局については職員1名増で新年度を迎えている。委員の皆様には、日頃からの最適化推進活動、ご苦労様です。積極的な活動が地域農業の振興につながります。

また、地域計画については、1月から3月にかけて2回の地域座談会の開催に協力していただきありがとうございました。今後とも、目標地図素案の作成などへのご協力をお願いします。

天候については、気温28℃を超えて暑くなってきた。農作業の心配もあるが、桜の花も満開となり、本日開催の花見にちょうど良い気候となった。

それでは、第4回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

17番 笹原 泉 委員、1番 石川 賢也 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第14号「職員の任免について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

議第14号議案を朗読し、任免される職員について説明した。

議長(青柳 篤)

原案のとおり、可決決定したいと思いますが、ご異議ありませんか？

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：全員異議なしと認め、議第 14 号は可決決定されました。

「任命される職員のあいさつ」

議長(青柳 篤)

議第 15 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 3 条の許可申請は 41 番から 47 番までの 7 件で、所有権の移転が 5 件、賃貸借権の設定が 1 件、使用貸借権の設定が 1 件となります。地目、面積は田が 15,327 m²、畑が 2,110.69 m²で合計 17,437.69 m²になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第 3 条第 2 項の調査書に基づき、申請番号 41 番から 47 番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(4 月 4 日)を行った結果、農地法第 3 条第 2 項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 15 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 16 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 4 条の許可申請は、1 番の 1 件で、地目、面積は、畑が 367 m²になります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号1番は、申請者の牛舎隣接の農地を不足している「農機格納庫、資材庫」用地として整備するため、農地転用をするものです。

農地区分は、農業振興地域内の農用地区域内にあるため「農用地区域内農地」に該当しますが、農業用施設用地へ用途変更を令和6年3月7日付けで行っており、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当するため、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

この案件について、4月4日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第16号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、4月4日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 17 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、4 番の 1 件で、地目、面積は、田が 1,284 m²になります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 4 番は、譲受人が「宅地造成」するため、所有権を移転するものです。

事業面積は、公衆用道路を含め、計 1,579 m²。5 区画の宅地を造成し販売する計画で、譲受人は宅地取引に係る宅地建物取引業者の免許を所有しております。

農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域「第 1 種中高層住居専用地域」が定められていることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の通帳の写しで確認しております。

また、宅地造成ではありますが、都市計画区域用途区域内であることから事業後の建築物の立地が確実と認められるため、許可条件を満たしております。

この案件について、4 月 4 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 18 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 19 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、4 月 4 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 19 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 20 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 128 番から 250 番の 123 件で、申請内容は、所有権移転が 9 件、利用権設定の新規が 105 件、再設定が 9 件となります。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させ

る旨を告げる。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、128番から250番までの所有権移転、利用権設定の新規、再設定について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が10件あります。

まずは、委員案件132番、197番、198番、212番、213番、215番、218番、225番、227番、229番を除いた、128番から131番、133番から196番、199番から211番、214番、216番から217番、219番から224番、226番、228番、230番から250番までの113件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件を除いた113件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第20号の委員案件を除いた113件について、原案の通り可決決定されました。

続きまして、132番、213番の委員案件2件について、審議に入ります。

9番委員はご退席願います。

(9番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、132番、213番の委員案件2件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 20 号の、132 番、213 番の 2 件について、原案の通り可決決定されました。
9 番委員はご着席ください。

(9 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、197 番の委員案件 1 件について審議に入ります。
6 番委員はご退席願います。

(6 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、197 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したい
と思っておりますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 20 号の、197 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。
6 番委員はご着席ください。

(6 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、198 番の委員案件 1 件について審議に入ります。
11 番委員はご退席願います。

(11 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、198 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 20 号の、198 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。
11 番委員はご着席ください。

(11 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、212 番の委員案件 1 件について審議に入ります。
1 番委員はご退席願います。

(1 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、212 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 20 号の、212 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。
1 番委員はご着席ください。

(1 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、215 番の委員案件 1 件について審議に入りますが、私が構成員となっている団体の案件ですので、議長を代理に交代いたします。

(議長交代)

議長(笹原代理)

暫時の間、よろしくお願ひいたします。それでは、委員案件の215番について審議に入ります。青柳会長、4番委員はご退席願ひます。

(青柳会長、4番委員 退席)

議長(笹原代理)

ご意見ご質問のある方はお願ひいたします。

異議なしの声あり。

議長(笹原代理)

採決：異議なしの声がございますので、215番の1件について原案のとおり可決決定したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(笹原代理)

議第20号の215番の1件について原案の通り可決決定されました。

青柳会長、4番委員はご着席ください。委員案件の審議が終了しましたので、議長を会長に交代いたします。

(青柳会長、4番委員着席)

議長(青柳 篤)

引き続き議事を進行いたします。

続きまして、218番の委員案件1件について審議に入ります。

10番委員はご退席願ひます。

(10番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願ひいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、218 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 20 号の、218 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。
10 番委員はご着席ください。

(10 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、225 番の委員案件 1 件について審議に入ります。
14 番委員はご退席願います。

(14 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、225 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 20 号の、225 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。
14 番委員はご着席ください。

(14 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、227 番の委員案件 1 件について審議に入ります。
13 番委員はご退席願います。

(13 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、227 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 20 号の、227 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。
13 番委員はご着席ください。

(13 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、229 番の委員案件 1 件について審議に入ります。
5 番委員はご退席願います。

(5 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、229 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 20 号の、229 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。
5 番委員はご着席ください。

(5 番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第 20 号は、原案のとおりすべて可決決定されました。
続きまして、5 の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 9 号から報第 13 号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 9 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 10 号「農地転用制限の例外の確認について」、報第 11 号「非農地証明願について」、報第 12 号「農地改良届出について」、報第 13 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定について」、報告事項、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 52 番から 70 番の 19 件です。田が 38,886 m²、畑が 4,080 m²、計 42,966 m²となります。解約理由は貸し人の都合によるものが 12 件、借り人の都合によるものが 7 件であります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

農地転用制限の例外の確認については 1 番の 1 件で、田 444 m²のうち 32 m²に農作業小屋を設置するもので、農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定に該当するものです。

なお、4 月 4 日に現地調査を行い、周辺農地に影響がないこと等を確認しております。

非農地証明願については、7 番から 9 番の 3 件で、台帳地目で畑 14,326 m²です。申請内容は、いずれも 20 年以上前から、農地として利用されておらず原野化して農地性が失われたものであります。4 月 4 日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

農地改良は、1 番の 1 件で、田が 990 m²です。申請目的は、盛土により耕作条件を整え畑地として利用するものです。4 月 4 日に現地調査をした結果、隣接する農地には影響がないことを確認しています。

令和 6 年度最適化活動の目標の設定等については例年、5 月総会などで議決したものを国に報告し公表しておりましたが、法改正や国の通知により、3 月中に目標設定をすることになったため、委員の皆さんから書面で同意頂いたものであります。これから農業会議から確認を受け国に報告いたします。

以上、報第 9 号から報第 13 号まで、報告いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 14 号から第 20 号までの 7 件、報告の報第 9 号から第 13 号までの 5 件について、終了します。

終了 午後 4 時 50 分